

(案)

沖縄コンベンションセンターにおける
自動販売機の設置に関する契約書

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

(契約相手先名)

(案)

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー沖縄コンベンションセンター(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは、乙が甲の沖縄コンベンションセンターの敷地利用の使用許可に基づき設置する自動販売機(以下「自販機」という。)による販売に関し、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 (信義誠実の義務)

甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

第 2 条 (自販機の設置場所等)

自販機の設置場所、販売種類及び売上に応じて乙が甲に納める手数料(以下、「売上手数料」という。)の率(以下、「売上手数料率」という。)等は、別紙のとおりとする。

第 3 条 (敷地の使用許可及び使用料)

乙は、甲の指定する期日までに、沖縄コンベンションセンター施設(以下「〇〇〇施設」という。)内自販機の設置に伴う敷地の使用許可(以下、「敷地使用許可」という。)の申請及び別紙記載の使用料の納付を適正に行わなければならない。

第 4 条 (権利の譲渡)

自販機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

第 5 条 (売上手数料等)

- 1 売上手数料は、各自販機の売上実績額に第 2 条に規定する各自販機の売上手数料率をそれぞれ乗じて得た額とする。
- 2 乙は、各自販機に係る各月ごとの売上本数、売上実績額及び売上手数料を、当該月の翌月 10 日までに書面により甲に報告するものとする。
- 3 乙は、売上手数料を、当該月の翌月末までに甲に納めなければならない。

第 6 条 (契約期間及び設置期間)

- 1 本契約の期間は、平成 29 年 月 日(設置日)より平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、必要があると認める場合は、甲及び乙で協議の上、平成 32 年 3 月末日までを限度に期間の延長を行うことができるものとする。
- 2 自販機の設置期間は、前項に規定する本契約の期間とする。

第 7 条 (納品について)

- 1 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、乙は甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は〇〇〇施設において催事のある日は商品を欠品しないように注意し、即日の納

(案)

品要請に応じなければならない。

第 8 条 （自販機の設置及び撤去費用の負担等）

自販機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用については、乙の負担とする。

第 9 条 （光熱費）

- 1 乙は、自販機の運転に必要な光熱費を、各月ごとに甲が通知した金額を当該月の翌月末までに納めなければならない。
- 2 乙は、自販機の運転による電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。
- 3 子メーターは計量法第16条（使用の制限）に従い検定を受けたものかつ有効期限を過ぎていないものとし、設置期間中に有効期限を過ぎないものとする。
- 4 乙が負担する電気使用料の額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量と沖縄コンベンションセンター使用実績単価（1kWh =25.6円）に基づき甲が計算した額とする。

第 10 条 （販売品目の構成等）

自販機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

- (1) 販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトルの密閉式の容器入りのものとする。
- (2) 清涼飲料水や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。
- (3) お茶及び水（ミネラルウォーター）は、常時、それぞれ 1 品目以上収容するものとする。
- (4) 販売開始後に甲から第 1 号から第 3 号までの品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応するものとする。
- (5) 酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないものとする。

第 11 条 （販売価格）

販売価格は、メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。

第 12 条 （維持管理責任等）

- 1 甲は施設管理上必要な停電がある場合には、事前に乙に通知しなければならない。
- 2 商品の補充及び金銭管理等自販機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。
- 3 乙は、商品の品質及び賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。
- 4 乙は、自販機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自販機を設置する日

(案)

までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、様式第 3 号に内容を記載したうえで甲に提出しなければならない。

- 5 乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、又はリサイクルしなければならない。
- 6 乙は、食品衛生について、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、衛生管理に万全を期し、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。
- 7 乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認し転倒防止策を講じたうえで安全に設置しなければならない。
- 8 乙が、自販機の点検、修理、又は交換（リプレイス）を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。
- 9 自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

第 13 条 （自販機設置の中止）

- 1 乙は、正当な理由がない限り、本契約期間中は自販機の設置を中止することができない。
- 2 甲乙協議の上、やむを得ず中止する場合は、乙は 2 ヶ月前までに書面により敷地使用許可の取り消しを甲に申し出なければならない。
- 3 第 2 項の規定により敷地使用許可の取り消しを申し出た場合においても、納付済の敷地使用料は返還しない。

第 14 条 （自販機の盗難及び破損）

- 1 甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自販機の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。
- 2 乙は、自販機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。
- 3 甲は、自販機の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。
- 4 第 2 項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

第 15 条 （損害補償）

- 1 甲又は乙が、自らの責により相手方に対して本契約に関連して損害を及ぼした場合には、甲又は乙は相手方に対し、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2 乙は甲の施設管理上必要な停電、突発的な停電又は甲の施設利用者都合による自販機停止において損害を受けた場合にあって、その損害賠償を甲に請求することはない。

(案)

第 16 条 (売上調査)

甲は、必要に応じて、自販機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

第 17 条 (第三者の権利侵害)

- 1 自販機の設置及び飲料の補充等、乙が自販機による販売を行うための全ての業務に関して、第三者から何らかの訴え、異議、請求等がなされた場合には、甲及び乙は、速やかに協議を行い、乙の自らの費用と責任において対応を行うものとする。ただし、甲が自ら申し出て乙とともに対応にあたることを妨げない(この場合の甲の弁護士費用は、乙の負担とする)。
- 2 前項の場合において、万が一、甲又は第三者に損害(弁護士費用を含むが、これに限られない。)が発生した場合、乙は、甲又は第三者が被った損害に相当する損害賠償金を賠償しなければならない。

第 18 条 (契約解除及び原状回復)

- 1 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告の上、本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 乙が正当な理由がなく自販機を設置せず、又は飲料の補充をしないとき。
 - (2) 自己振り出しの手形又は小切手が不渡り処分となり支払い停止事由が発生したとき。
 - (3) 資産の一部又は全部に対して差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申し立てを受けたとき。
 - (4) 破産、特別清算、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申し立て又はその他経営状況の悪化若しくはそのおそれがあると認められる相当の事由があったとき。
 - (5) 解散の手続きを開始したとき又は事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約の条項に違反したとき又は不誠実な行為があった場合等、契約を存続し難い事実があったとき。
- 2 前項の場合において、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を生じたときは、乙はその損害に相当する損害賠償金を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求できない。また、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。
- 4 乙は、自販機を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

(案)

第 19 条 (機密保持)

- 1 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の営業上、技術上その他業務上の機密情報、成果物等を相手方の書面による事前の了解なしに他に漏洩してはならず、また本契約の目的の範囲を超えて利用してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報についてはこの限りではないものとする。
 - (1) 既に公知となっていた情報。
 - (2) 相手方から開示を受けた時点で、既に当該開示を受けた当事者が保有していた情報。
 - (3) 相手方から開示を受けた時点で、既に公知であったもの又はその後当該開示を受けた当事者の責によらず公知となった情報。
 - (4) 相手方から開示を受けた後、当該開示を受けた当事者が合法的に第三者から入手した情報。
 - (5) 開示を受けた当事者の独自開発により得られた情報。
 - (6) 法律により開示を要求された情報。
- 2 乙が取引を行う納入業者に対しては、乙が自販機での営業活動を行うにあたり必要な範囲に限り、その情報を開示することができるものとする。

第 20 条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、本契約締結時又は将来にわたって、自ら（その役員、出資者、実質的に経営権を有する者等及び乙が再委託した第三者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人（以下、総称して「反社会的勢力」という。）には該当しないことを表明し、保証する。
- 2 甲又は乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行わないことを確認する。
 - (1) 反社会的勢力であると標榜すること
 - (2) 反社会的勢力を利用すること
 - (3) 本契約に関連して詐術、暴力行為、又は脅迫的言辞を用いるその他の違法行為、不当要求行為を行うこと
 - (4) 本契約当事者の名誉や信用等を毀損すること
 - (5) 本契約当事者の業務を妨害すること
 - (6) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙は、相手方が前各項に違反した場合、相手方に対して何らの通知、催告を要しないで、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲又は乙は、前項により本契約を解除した場合、当該相手方に対し、甲又は乙が当該解除により自ら被った損害につき、損害賠償を請求することを妨げない。

(案)

第 2 1 条 (不可抗力)

- 1 自然災害、戦争、ストライキ、暴動、火災、疫病、爆発、輸送機関の途絶、又は遅延、停電、又は、政府の命令もしくは規制など、乙の管理を超える不可抗力とみなされる事由による履行不能あるいは履行遅滞については、乙はその責を負わない。ただし、乙は設置期限までに自販機を設置することが困難になったときは、甲に対して設置期限の延長を求めなければならない、甲は、その請求を正当と認めたときは、設置期限を延長する。
- 2 前項の場合、甲が自販機設置を継続することが困難であると判断した場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第 2 2 条 (住所変更の通知)

- 1 甲及び乙は、その住所、商号、代表者等を変更したときは、ただちに書面にて相手方に通知する。
- 2 甲及び乙が、前項の通知を怠ったため、相手方からの本契約に関する通知、催告等が延着し、又は到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとする。

第 2 3 条 (存続条項)

本契約の終了後であっても、本条の他、「第三者の権利侵害」、「損害賠償」、「機密保持」、「書類の保全・検査等」及び「管轄裁判所」を題号とする規定は、なお有効に存続する。

第 2 4 条 (書類の保全・検査等)

- 1 乙は、本契約に係る関係書類を本契約終了後 5 年間保存しなければならない。
- 2 乙は、本契約に関して、甲、県又は国から検査の通知があるときは、関係書類の提示など検査に協力しなければならない。

第 2 5 条 (疑義の取扱い)

- 1 本契約に関する一切の事項については、甲及び乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。
- 2 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義を生じたときは、甲及び乙で協議して定めるものとする。

第 2 6 条 (管轄裁判所)

本契約に関する紛争については、那覇地方裁判所本庁を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

平成 29 年 3 月 17 日

(案)

本契約書の証として、本書 2 通を作成し甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 9 年 月 日

(甲)

社 名 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

住 所 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1 8 3 1 番 1

代表者 会 長 平 良 朝 敬

施設名 沖縄コンベンションセンター

〒901-2224 沖縄県宜野湾市真志喜 4-3-1

(乙)

社 名

住 所

代表者